

**令和9年度 上尾市放課後児童健全育成事業
民間学童保育所設置・運営事業者募集要領**

令和8年7月

上尾市こども未来部 青少年課

1 公募の趣旨

上尾市では、市内 22 小学校区において、保護者の就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブを運営し、児童が安全・安心に過ごすことができる放課後の生活の場の確保に努めています。

近年、共働き世帯の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズは高まっており、利用申込者数も増加傾向にあります。

本市では、これまでも保育面積の確保に取り組んできましたが、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、既存施設での対応が困難となる学区において、地域の実情に応じた柔軟で質の高い民間学童保育所を設置・運営する事業者を公募します。

2 募集対象学区

市が募集する対象学区の児童を優先して受け入れるクラブであること。ただし、定員に余裕がある場合は、市と協議の上、学校から施設までの安全な移動手段を確保できる近隣の小学校区の児童を受け入れることができる。

- 瓦葺小学校
- 大谷小学校
- 鴨川小学校
- 西小学校

※学童保育所を当該学区外に設置する場合は、学校から施設までの安全な移動手段を事業者の責任及び費用負担により確保し、送迎方法、安全管理体制、学校との連絡調整体制等について、市と事前に協議すること。

☆ 既存民間学童保育所の取扱い

現在、市の補助を受けて運営している民間学童保育所を継続して運営する場合は、本公募への応募は不要です。

3 設置場所の基準

- (1) 児童が学校から安全に通所できる経路が確保されていること
- (2) 周辺環境に治安・安全上の問題がないこと
- (3) 近隣住民との良好な関係を構築できること
- (4) 災害時の避難経路等を含め、安全性が確保されていること

4 事業の概要

- ・ 事業名：上尾市放課後児童健全育成事業
- ・ 定員の目安：概ね 30～40 人程度（市が補助対象として採択するための要件：年間平均利用児童数 20 人以上を見込むこと）
- ・ 開所日数：年間開所日数 250 日以上
- ・ 開設予定日：令和9年4月1日
- ・ 対象児童：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生
※児童の募集時期、申込期限、結果通知日及び定員を超える申込みがあった場合の保護者への案内方法は、市と協議の上で定めること。

5 施設基準・設備

- (1)専用区画面積：児童1人当たり概ね 1.65 m²以上（トイレ・事務・給湯室等を除いた専用活動面積）。
- (2)設備（最低基準）：遊びスペース、静養スペース、手洗い場、トイレ、ロッカー、冷暖房、応急処置設備（事務スペース）。
- (3)緊急時の避難・連絡体制を明示すること。
- (4)人員の基準・運営基準：上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令を満たすこと。また、職員の休暇、研修、欠勤等が生じた場合にも必要な配置を維持できるよう、代替職員を含む安定的な勤務体制を確保すること。

6 補助金の概要

補助金は予算の範囲内で交付します。主な取扱いは以下のとおりです。

補助対象経費

- ・ 運営に係る経費（開所日数加算、長時間開所含む）
- ・ 支援員の処遇改善に関する経費
- ・ 送迎支援経費
- ・ 準要保護世帯、ひとり親家庭世帯等に対する保育料減免負担にかかる経費

補助金の詳細

項目	内容	基準額
国庫補助基準 額分運営費	事業運営に係る人件 費及び事業費等 年間平均利用児童 数に応じた額	放課後児童支援員（常勤に限る。）を2名以上配置した場合 基本額（1支援の単位当たり年額）
		構成する児童の数が20～35人の支援の単位
		$7,495,000\text{円} - (36\text{人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 26,000\text{円}$
		構成する児童の数が36～45人の支援の単位
		7,495,000円
		構成する児童の数が46～70人の支援の単位
		$7,495,000\text{円} - (\text{支援の単位を構成する児童の数} - 45\text{人}) \times 96,000\text{円}$
		構成する児童の数が71人以上の支援の単位
		4,997,000円
		放課後児童支援員、補助員を配置した場合 基本額（1支援の単位当たり年額）
		構成する児童の数が20～35人の支援の単位
		$5,416,000\text{円} - (36\text{人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 26,000\text{円}$
		構成する児童の数が36～45人の支援の単位
		5,416,000円
		構成する児童の数が46～70人の支援の単位
		$5,416,000\text{円} - (\text{支援の単位を構成する児童の数} - 45\text{人}) \times$

		96,000円 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000 円
開所日数加算	年間 250 日を超え、 1日開設するごとに 加算	放課後児童支援員(常勤に限る。)を2名以上配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250 日)×31,000 円(1 日 8 時間以上開所する場合)なお、土曜日など利用児童数が少ない日でも支援員の配置人数が2人以上配置されることが条件。 放課後児童支援員、補助員を配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250 日)×23,000 円(1 日 8 時間以上開所する場合)なお、土曜日など利用児童数が少ない日でも支援員の配置人数が 2 人以上配置されることが条件。
長時間開所加算	平日分(18 時半を超えて開所する場合)	放課後児童支援員(常勤に限る。)を2名以上配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円 放課後児童支援員、補助員を配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×495,000 円 ※「開所時間」は「学校の授業が行われていない時間(開所時間の前後の準備時間を除く)」
	長期休暇等分(1 日 8 時間を超えて開 所)	放課後児童支援員(常勤に限る。)を2名以上配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×362,000円 放課後児童支援員、補助員を配置した場合 基本額(1支援の単位当たり年額) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数×223,000 円
放課後児童クラブ送迎支援事業	授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に送迎支援を実施	学童保育所の送迎支援事業の実施に必要な経費を補助1支援の単位あたり年額上限 613,000 円

放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)	支援単位ごとに算出された額の合計額	11,000円×賃金改善対象者(※)×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。
準要保護世帯、ひとり親家庭世帯等に対する保育料減免事業	支援単位ごとに算出された額の合計額	対象世帯に属する児童1人当たりの補助金の額は、当該児童に係る保育料の月額と次に掲げる当該児童が入所し、又は在籍している学童保育所の学年の区分に応じ、当該区分ごとに定める額とを比較していずれか少ない額に、入所又は在籍に係る期間(当該児童が対象世帯に属している間の期間に限る。以下「入所等期間」という。)の月数を乗じて得た額とする。 第1学年から第3学年まで 月数×4,300円 第4学年 月数×3,900円 第5学年及び第6学年 月数×3,500円

※交付する補助金の金額の上限は実支出額又は補助基準額のいずれか低い方とします。年度ごとに申請・精算を行います。

※支払いについては、請求に基づき、四半期ごとを目安として概算払いにより交付するものとします。なお、年度末の実績報告に基づき補助金額を確定し、既交付額が確定額を上回る場合は、差額を返還していただきます。

7 応募資格

- (1)法人格を有する団体(学校法人、社会福祉法人、NPO 法人、株式会社、合同会社等)
- (2)児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関連法令を遵守できること
- (3)市の放課後児童健全育成事業に係る条例を満たすこと
- (4)児童福祉法第 34 条の8第2項による所定の届出を行うこと(届出済み、または応募時に届出予定であること)
- (5)事業開始後、原則として複数年の運営継続を見込めること
- (6)応募時点で施設の確保が見込めること
- (7)自主事業について積極的に行う意思があること
- (8)全ての児童が安心して過ごせるよう、性被害防止策を講じること

応募の制限

次のいずれかに該当する民間事業者は、応募することはできないものとする。

なお、①～⑧に該当していることが判明した時点で、応募を無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 上尾市契約規則第15条(第29条)の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ③ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ④ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、暴力団排除措置に関する要綱(平成8年8月9日市長決裁)の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ⑤ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ⑥ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ⑦ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
- ⑧ その他、放課後児童健全育成事業を行うことが、適当でないと認められる者。

※自主事業とは、多様な市民ニーズに応えるために提供する付加的サービスであり、上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める最低基準を超えた多様な活動のことです。なお自主事業は市と事前に協議の上、別途利用料を徴収することができます。

自主事業を実施する場合は、通常の放課後児童健全育成事業の実施に支障を生じさせず、自主事業に参加しない児童に不利益が生じないよう配慮すること。

○自主事業の例

- ・18時30分以降の延長利用、日曜日等の開所、学童保育所から自宅等への送迎等
- ・英会話・ダンス・プログラミングなどの習い事活動等
- ・長期休業期間中の昼食の提供等

8 公募期間

- ・【事前協議期間】令和8年7月24日(金)～令和8年9月11日(金)
- ・【事前協議書受付期間】令和8年7月24日(金)～令和8年9月18日(金)
- ・【提出方法】電子メール(上尾市 こども未来部 青少年課 宛)または郵送・窓口提出。

9 スケジュール

- ・募集要領公表:令和8年7月24日(金)
- ・事前協議書受付期間:令和8年7月24日(金)～令和8年9月18日(金)
- ・児童の募集:市と協議の上、申込期間及び結果通知日等を定めて実施
- ・開設・運営開始:令和9年4月1日(木)
- ・補助金交付申請:令和9年4月1日(木)～令和9年4月9日(金)
- ・補助金交付決定通知:令和9年4月予定
- ・補助金の交付:交付決定後、事業者からの請求に基づき、四半期ごとの概算払を予定しています
- ・実績報告:令和10年3月予定。実績報告に基づき補助金額を確定し、既交付額が確定額を上回る場合は、差額を返還していただきます。

10 事前協議

市と協議を行ったうえで事前協議書を提出してください。

主な確認内容

- ・ 基本理念・運営方針、保育内容、自主事業
- ・ 設置環境・安全対策、専用区画面積、衛生管理
- ・ 職員体制・支援員の配置、資格
- ・ 運営体制（利用料金、開所日数・時間等）、保護者負担、事故対応計画、保護者や学校との連携
- ・ 財務内容・収支計画の合理性、資金繰りの確実性、過去の会計実績
- ・ 児童募集についてのスケジュール

11 交付申請

以下を原則とし、市が別途指定する様式に従って提出してください。

1. 学童保育所運営事業者応募申請書（所定様式）
2. 事業計画書
3. 前年度収支予算
4. 定款・役員名簿（登記事項証明書の写し等）
5. 支援員配置計画等
6. 施設図面（平面図）・外観写真・学校からの経路図

※その他、審査に必要と認められる書類を市が追加で求めることがあります。

12 交付申請結果

- ・ 交付申請結果は書面で通知します。
- ・ 決定後に提出書類の虚偽や重大な事実の変更が判明した場合、決定の取り消しや補助金返還等の措置を講じる場合があります。

13 留意事項

本公募は令和9年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものです。

このため、令和9年度予算が成立した場合は本公募により選定した事業者に補助手続きを行うものとするが、成立しなかった場合、補助を行うことができないため、十分に留意の上応募をすること。

14 問い合わせ先

〒362-0037 上尾市上町二丁目 14 番 19 号

上尾市 こども未来部 青少年課

電話：048-776-2488

E-mail：s106000@city.ageo.lg.jp